

平成27年(ヨ)第49号 発信者情報開示仮処分

債権者 熊野本宮大社
債務者 吉田 益夫

平成27年12月14日

答 弁 書

和歌山地方裁判所 民事部 御中

債務者 吉田 益夫



(送達場所)

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201

TEL 073-499-7231

第1. 申立の趣旨に対する答弁

債権者の申立を棄却する。申立費用は債権者の負担とする。

との決定を求める。

第2. 申立の理由に対する答弁

1. 債権者に対する権利侵害について

債権者は熊野本宮大社である。

対象となる債務者が、管理する和ネットのスレッドは、「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」である。

「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」については、当事者は、神職と巫女である。

熊野本宮大社が、管理責任を問われるのは、巫女が在職中のときであり、巫女が去年の5月に退職したなら、それ以降は管理責任がないので、熊野本宮大社は当事者ではない。

「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」については、九鬼宮司の個人的な不倫問題についての投稿である。よって、当事者は、九鬼家隆宮司とその相手と言われる和歌山放送ラジオのアナウンサーであって、熊野本宮大社は当事者ではない。

「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」については、当事者は、熊野本宮大社であることは認める。

「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！」については、和ネットの準スタッフの取材で、現地の関係者という人間から、問題となった神職の妻と巫女が友人同士であるという事実を聞き取っている。つまり、複雑な人間関係が存在しているのは、間違いない。

九鬼宮司の陳述署（甲第6号証）に巫女の実名経歴等が詳しく投稿されているという記述は、このような複雑な事情が背景にあるのは間違いない。

また、本件については、和歌山県神社庁の一ノ瀬事務局長より、相談のあった旨の聴き取りを行っており、和歌山県神社庁は、その相談内容を熊野本宮大社に伝えているとの回答をもらっている。そのため、事実無根とは言いがたい。

本仮処分が申し立てられてから、本仮処分内容について、投稿者であろうと思われる利用者を含めて債務者と利用者間で議論を行っている。（乙第1号証）

議論の内容から、本仮処分申立の対象となるスレッド投稿の目的は、ユネスコの世界遺産に指定されている公共物である熊野本宮大社の現状に対する告発であると判断している。

これは、公共の利害に関する事実に係わり、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であると証明された場合には違法性がなく、仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは、過失がなく、結局、不法行為は成立しないという最高裁第一小法廷昭和41年6月23日判決に該当し、違法性阻却事由があるというべきである。

2. 保全の必要性について

「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！」については、当事者は、神職と巫女である。

「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」については、当事者は、九鬼家隆宮司とその相手と言われる和歌山放送ラジオのアナウンサーである。

そのため、熊野本宮大社が管理責任を問われるもの以外については、熊野本宮大社は当事者でないので、保全を要求する権利がもともとない。

その他のものについても、違法性阻却事由があると判断できるので、原則的に保全の必要性はない。

当然、発信者情報についても、違法性阻却事由があるので、開示の必要性はない。

また裁判書類の公開については、該当スレッドの投稿については、債務者は第三者である。

そのため、この裁判書類の公開は、告発を行った投稿者に向けたものであるのは明白である。

また、熊野本宮大社は、ユネスコの世界遺産に指定されている公共物である。その公共物に対して従事する職員の職業倫理についての問題は投稿者、利用者だけでなく、国民全体に対しての知る権利が発生している。

債務者は、そのため、投稿者、利用者だけでなく、国民全体に対して、公共物に対してこのような裁判が行われているということを告知する義務が生じる。また、この裁判の目的が投稿者に対する損害賠償が目的であれば、債権者と投稿者との間の裁判の公平性を保つ必要がある。そのため、債務者は、和ネットの管理者として、中立を保たなければならないからである。

債務者は、裁判書類の公開の差止の要求は、国民全体の知る権利を侵害し、投稿者が公平に裁判を受ける権利を侵害する違法行為であるとの認識である。

第3. まとめ

仮処分申立の対象になった投稿は熊野本宮大社が当事者でなく、その権利がないか、違法性阻却事由があるため、保全の必要性はないが、乙第1号証での債務者と利用者との議論にあるように、公共物である熊野本宮大社が広く、国民から意見を求めることができる仕組みを作るという姿勢を示し、その意見に対しての処置が公開できる体制をとることができるのなら、発信者情報開示には応じられないが、当該スレッドの送信防止措置（投稿削除）を取るという和解には応じることができる。

和解の条件については、別途、調整が必要である。

なお、債権者は、各投稿を債務者が削除するのは極めて容易な作業と主張するが、それは、スレッド単位で削除する場合であって、今回のように、総数400投稿以上中で、識別しながら、250以上の投稿を1つずつ削除を行わなければならないので、多大な労力を要する細かい作業となる。また、この多大な労力を要する細かい作業に加えて17投稿の発信者情報開示要求している。それに要する時間は、フルタイムで1週間は要すると思われる。少なくとも1週間はその作業のため、他の業務を犠牲にせざる得ない。そのため、何ら費用が発生しないという認識は、間違いであり、債務者の業務を侮辱している主張である。

以 上

疎 明 方 法

1. 乙第1号証

本件について債務者と利用者との間での議論の記録

(スレッド：「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立)